

広島県告示第二百七十九号

昭和六十一年広島県告示第五百五十九号（広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月一日から施行する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「重要港湾の表」を「国際拠点港湾及び重要港湾の表」に改め、三 荷役機械使用料の部の表中「一時間」を「三分」に、「六六、一五〇円」を「三三、〇七五円」に、「五六、七〇〇円」を「二八、三五〇円」に、「一三、三六〇円」を「六、六八〇円」に、「三八、七六〇円」を「一九、三八〇円」に改める。